

南房総市企業誘致及び雇用促進に関する条例

事業所等の新設又は増設する事業者を設備投資、雇用の両面から各種奨励金により支援します。

■対象業種

以下の業種を営む者が対象となります。

(日本標準産業分類)
A-農業、林業 - 01農業 - 011耕種農業 ※植物工場
E-製造業
G-情報通信業 - 39情報サービス業
H-運輸業、郵便業 - 44道路貨物運送業
L-学術研究、専門・技術サービス業 - 71学術・開発研究機関 - 711自然科学研究所
M-宿泊業、飲食サービス業 - 75宿泊業 - 751旅館、ホテル
O-教育、学習支援業 - 81学校教育 - 816高等教育機関 817専修学校、各種学校
※その他市長が特に認めたもの

■要件

事業所等の新設又は増設する事業者で、以下の要件のいずれにも該当すること。

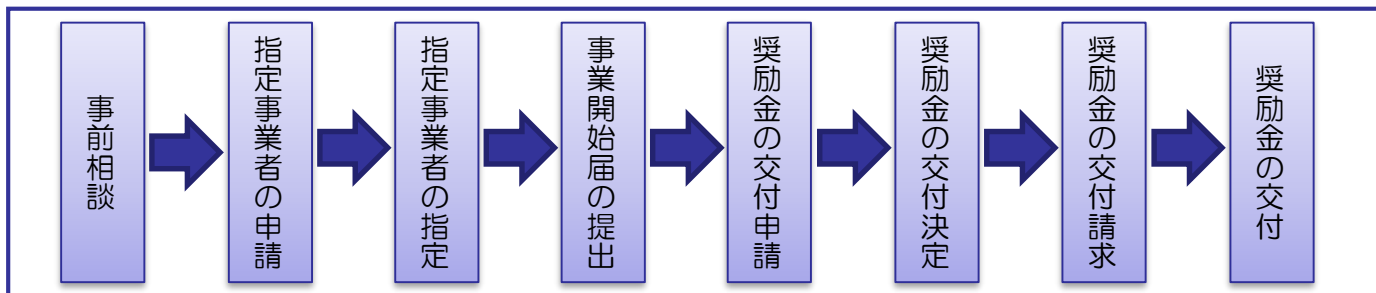
- (1) 投下固定資産総額が1億円以上(中小企業者3,000万円以上) ※土地・建物・償却資産への投資
- (2) 新規常用雇用者のうち、市内に住所を有している者が10人以上(中小企業者3人以上)
※常用雇用者：雇用契約に期間の定めがなく、雇用保険の被保険者である従業員
- (3) 公害を防止する適切な措置が講じられていること

■各種奨励金

各種奨励金により事業者を支援いたします。

1. 立地奨励金
 - ◆奨励金の額：固定資産税(投下固定資産に係る部分に限る。)の収納額に相当する額
 - ◆交付期間：5年間
2. 雇用促進奨励金
 - ◆奨励金の額：市内に住所を有する新規常用雇用者1人につき60万円(総額3,000万円を限度)
 - ◆交付回数：1年を経過後1回限り
3. 環境推進奨励金
 - ◆新エネルギー利用施設を設置し、国又はそれに準じる機関から補助を受けて設置したとき
 - ◆奨励金の額当該補助の算定基準額の10分の1に相当する額を交付する。(総額500万円を限度)
 - ◆交付回数：1年を経過後1回限り

■手続きの流れ



※事業計画が決定した段階でご相談下さい。

※提出書類の詳細、書類の記入方法など、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 南房総市商工観光部商工課 Tel0470-33-1092 Fax0470-20-4230
E-mail : shoko@city.minamiboso.lg.jp